國學院大學学術情報リポジトリ

戦国期における神社の動向: 九州地方を中心に

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-13
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 永田, 忠靖, Nagata, Tadayasu
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002477

向

はじめに

が複雑化してくる。天満宮の破却も、 そして、大友時代に入ると、大鳥居氏がその中心にとなっていくものであり、相論も和睦によって落ち着く時期を迎える。しかし大友氏と高橋鑑種が 氏というわけでもなく、大鳥居氏を留守職にするなどの不確定な要素が多かったのであるが、それはまだ天満宮内部での対立で収まるものであった。 に対して外部勢力の影響を受ける体質を形成していくことになった。大内時代においては小鳥居氏を中心とした体制を求める反面、必ずしも小鳥居 満宮もまた同じくして巻き込まれるという状況を生んでしまった。 対立していく中で、再び留守職をめぐる両氏の対立がなされるようになる。しかし大内時代と異なり、大友と大鳥居、高橋と小鳥居という対立構造 鳥居氏による留守職によって統率がなされていた。しかし、留守職をめぐる相論が長期化して行われるようになり、その相論がもたらす隙が、天満宮 これまで、 太宰府天満宮、 高良社、宇佐宮と戦国期におけるそれぞれの動向を見てきた。太宰府天満宮では、南北朝以降、大鳥居氏と小 留守職をめぐる争いというレベルを超えた土俵の上で起こることであり、両氏が争乱に巻き込まれることが、天

祝 社の復興とそれまで高良社の中心であった座主を超えた実質的権力の確立を目指すものとなった。 す存在へと昇華したと考えられる。それが大祝による『高良記』の編纂であり、これが、高良社の縁起や大祝の権威向上を目的とし、 の経営を維持していくためには流動的な対応をせざるを得ないものであった。その一端として、 高良社では、大友氏が、天正六年(一五七八)の「耳川合戦」にて島津氏に敗れると、周辺勢力の動向に奔走させられる状況にあり、そ 高良社は危機に瀕する状況を生んだ。 大宮司、 対して龍造寺氏や島津氏につく座主麟圭という内部分裂を起こすことになった。また島津氏による高良山一帯の破却などによ しかし、このような状況が、高良社にとっては周辺勢力からの影響から脱却する「主体性」を示 高良社一山が、 大友方につく座主良寛・大

が見られ、 て免田として給することで、大宮司と神官の関係を、それまでの神事を中心とした序列から土地を基盤とした主従関係に再編成を行う動き -世の宇佐宮では、 井上聡氏は、 荘園体制において、 その動きを宇佐宮が自立的な支配体制の確立を目指していたからであると示している。 国衙などの権力層を排除し、 大宮司に諸権限を収斂させ、 神官の私領を社内における職掌によっ 1しかし鎌倉期以降

生む機会になったと思われる。 営や祭礼復興、そして神威向上など積極的な「主体性」を見せていたが、大友氏と対峙するようになった大内氏は、それまでの保護政策を 乗り出すにあたり、 継承しつつも、宇佐宮に対して課役していくという動きを見せ始める。 による荘園の押領が激しくなるにつれ、 して戦火に巻き込まれるような状態を生むことになったが、そのことが諸勢力への対応力や神威、 「社例」を用いることで既得権益を維持していた。 宇佐宮の再興を主導し、 宇佐宮の経済崩壊が起こり、造営や祭礼がままならない状況に陥った。 また宇佐宮の荘園体制に依拠するなど関係を深めていった。 天満宮や高良社など内部での対立が、諸勢力の対立と反映され、それがゆえに結果と しかし、宇佐宮はこれまでの関係を継続すべきが如く、「愁訴」「先 権威向上を目指していく「主体性」をも そして応仁の乱前の宇佐宮は、 そこに大内氏が豊前支配に

社が荘園領主権と国衙支配権のそれぞれの一部を取り込むことで、杵築大社と出雲国造が自立的な地域的支配権力体制を構築するようにな むこととなる。 が千家・北島両国造に分裂することを機に、 ったことを指摘している。2これは、 の間でも境界相論があるなど、内外の動きに注目できる。また杵築大社の国造上官体制による荘園制支配について、 出雲国一宮である杵築大社においても、 大内氏との関係を深める要素となったが、 社内での内部の対立は外部からの干渉を受けやすいことは、これまで述べてきた通りである。 宇佐宮においての大宮司を頂点とする荘園支配体制と似ているとも思われる。 国造家によって国造上官制が敷かれることによって地域支配権力が確立するのであるが、 それぞれが社人を組織化するようになる。 杵築大社ではどうであっただろうか。 しかしこのことが、 長期間に渡る両国造の また杵築大社は、 宇佐宮は、 井上寛司氏は、 その体制 日御碕社と 相論を生 杵築大

ていた出雲を取り上げた次第である。 いたかをみていきたい。 さて、 本章では尼子氏と毛利氏の動向を見ながら、 これまでの論述のなかで、 尼子氏と毛利氏の動きが九州での動静に大きく関わっていることもあり、 杵築大社、日御碕社、鰐淵寺を中心に、 両氏がどのような対応を宗教勢力に行って 両氏が治め

争から見ていくことができるだろう。この論争は平安末期から続くものであったようだが、応永二十八年 難にさせていたのである。 においても、 清から出雲東部に多くの所領を宛われていた。 社江参詣者、 くのはいつ頃であろうか。また杵築大社はどのくらいの力を持っていたのであろうか。これを確認するには杵築大社と日御碕神社の境界論 幕府の御家人となっていて、惣領制的な武士団編成を遂げ、自立的な地域的支配権力体制を構築していた。次章に述べるが、筑前の宗像社 約を受けていた。この伝統的在地勢力として挙げられるのはまず杵築大社であろう。この杵築大社において、鎌倉期には既に出雲国造家は、 に始まる。 尼子氏は近江源氏佐々木氏の一族で、 宗像大宮司が御家人となり、 その子持久は、 止通路之由有其聞」と、 しかし、 出雲の守護でもあった京極氏の出雲守護代となり、 それに対して異を唱えたのが尼子氏であった。尼子氏が実際に出雲国で京極氏に代わり実権を握ってい 大社側が日御碕社へ参詣する通路を閉鎖したことから再発してしまった。3 近江守護京極高秀の子、高詮の弟である高久が近江国犬山郡甲良庄尼子郷にあって尼子氏を称した 武役・社役を統べる「神官領主」としていた。この国造による支配体制が、 京極氏の出雲領国支配は、 自立性の強い国人や寺社などの伝統的在地勢力によって大きな制 清定のとき応仁・文明の乱に参戦して戦功をあげ、 になって、 守護権力の介入を困 「剰御

ことができた。 杵築大社の支配を受けるようになる。 支配下に置かれていた日御碕社が、南北朝以降、 日 一個碕社が杵築大社と並び相論を行える地位にあったことについては、 杵築大社からの圧力は続き、 その後、 社領など経済基盤を確保することで、 だが、 日御碕社検校職をめぐる内部対立に杵築大社の関与を許し、 検校職の補任権が守護にあったことで、 杵築大社から自立する動きを強め、 杵築大社から完全なる自立を得たということである。4 原慶三氏が的確にまとめている。それは、 室町期に入ると守護のよりそれが認められるように 日 御 碕社は守護に訴え出ることで、 その援助を受けた政継の代には、 鎌倉期に杵築大社 その自立を守る

皮料一 日御崎社一神子重申状】5

「永享十一年十一月一神子言上書

出雲国日御崎 神子重言上

早任先例蒙 御成敗、 欲被退両国造奸訴事、 杵代 築々 御御 﨑下 社知 司安 和堵 与□ 状御 判

(中略)

毎度国造卒大勢、 御崎仁令乱入、 押而起請文於可書由、 折檻仕之間、 為遁当座難書之事非分至也

於向後不屑身申難没一命之間、 難遁哉、 如此起請 文何可備後証哉,

(中略)

□正長元年十月十七日并当年正月六日、 (^{□脱力)}

国造卒大勢、

御崎仁令発向、

種々狼藉、

以外之間、

尼子四

郎左衛門尉殿雖有御成敗、 更無承引、 結句重而令乱入、 舟別棟別等押取之条、 言語道断悪行也

御崎之社領、 御崎之安堵時節到来歟、 此間国造押領之在所、 併神慮之至也、 浦々七ヶ所并御神田等事歎申度処、 所詮任支証之旨、 蒙還着之御下知者、 幸亡依彼訴訟参洛仕事、 弥可奉到天下安

全、 殊御子孫繁栄之御祈祷者也 仍粗上言上如件、

永享十一年十一月 日

崎社領に干渉し、日御崎社がそのことにつき、守護京極持清に訴えることとなる。。そこで持清は日御崎社側の支証に分があるとして、 守護代として活動している。ここでは、 るがそれにもかかわらず、重ねて大社は日御崎領に乱入している。ここに見える尼子四郎左衛門尉は持久か、その子清貞かは不明であるが 護代である尼子清定等らに国造家の狼藉の停止を命じたが、 造家が日御崎に発向して狼藉をはたらいたことを述べており、日御崎社の大社への不満が示されている。そこで尼子四郎左衛門尉が裁許す 【史料一】は永享十一年 (一四三九)に出されたもので、大社側の起請文の強制や永享十一年だけではなく正長元年(一四二八)にも国 守護代尼子氏より大社国造家の勢力が強いことがわかる。 大社側は守護持清の命令に応じる様子はなかった。 康正二年 (一四五六) には国造家が日御

【史料二 京極氏奉行人連署奉書案】7

就杵築与御崎境争論事、両度被成奉書候之処、無参洛候之旨、言語道断次第也、所詮

今月中被带支証有参洛可被明申、万一令無沙汰者、可被沙汰付御崎、尚以不可有無沙

汰由、依仰執達如件、

康正二年九月六日

在国

周防守

左衛門 在判

沙 弥 在 判

案文

杵築社

召夫奉書三度目

守護としての権限を行使していくようになってくるのである。 出雲における守護権限の行使を京極氏に任せておくわけにはいかなかったと思われる。そこで出雲守護代であった尼子氏が京極氏に代わり ある。更に文明二年(一四七○)八月に京極持清がこの世を去ると、嫡孫である孫童子が出雲守護となったが、幼少のために幕府としても では示している。しかしこれで解決をすることはなく守護の力、いわば幕府の力を以てしても大社の力を抑制することができなかったので しびれを切らした持清は康正二年(一四五六)九月六日、今月中に上洛しないならば御崎側の勝訴にするとの厳命を下すことを【史料二】

【史料三 室町幕府奉行人連署奉書】8

付御崎社畢、早可被沙汰付政継代之由、被仰出候也、仍執達如件、太不可然、所詮任先規、彼堺并社領大野庄内国守名・福富保・同所々散在田地等、各被返出雲国日置検校政継申、御崎社与杵築大社堺事、背往古之例、大社々司押領兵、為事実者

文明三年

七月八日

貞基 (花押)

秀興

(花押)

佐々木孫童子殿

が今回は尼子氏のみならず、国内の有力国人に対しても、 社から日御碕社への社領返付が滞っていたのであろうか、翌文明四年(一四七二)三月に、幕府は再びその返付を命ずる奉書を出した。だ 命じている。。ここに至って、 子に宛てた書状である。また出雲守護代である尼子清貞に対しても全く同日付・同一文の奉行人連署奉書を発していて、その判決の執行を 至らず、この解決は尼子清貞の子である経久まで待たれることになった。 【史料三】は、いよいよ幕府が長期に渡って争い続けてきた杵築大社と日御碕社との境界論争を裁決し、そのことについて守護京極孫童 尼子氏は出雲における守護権限の実質上の執行者として、幕府から認定されたことになる。 返付に合力すべき事を命ずるものでもあった。10しかし、それでも解決までには しかし、

【史料四 亀井秀綱書状】11

大社御崎就堺之儀、 黒田方、 賀鷺 地^力 方被越候間、 申分両国造殿江、 状従民部少輔殿尋被申候、(尼子経久) 始

而四至傍尔無申付儀之由 返事被申候間、 此間 "境之松"制札進之候、 可被打候、 尚以被背儀候者:

重而可有御注進之候 両国造殿書状進之候、 別而社家之法渡、()) 可申候由被申候、 子細候者、

有御申候、 御札銭 《参百疋披露仕侯》 祝着之由 被申候、 恐惶謹言

永正七年

卯月十六日

御返

報

花

四月、 どう懐柔していくかはやはり出雲国を支配するにあたっては大きな壁になったことは間違いないのではないだろうか。大永四年(一五二四) まで影響力を持つようになったことが窺える。13 石見三郡 が絶大だったことが言えよう。またそれに対応できる勢力がなかったことにある。 ものである。 論争が裁定され一件落着となるが、これほどまでこの論争が長引いた要因としては、幕府、 経久は幕府の命により亀井秀綱を奉行として日御碕社の修造を行った。1°この時の費用は出雲全土・伯耆三郡 (邇摩・安濃・邑智) 時は永正七年(一五一〇)のことであり、幕府の達しが出てから、 は尼子氏の寺社奉行である亀井秀綱が、 の棟別銭、 隠岐全土に棟別として材木を課している。これにより尼子氏が出雲以外にも伯耆・石見・隠岐に 尼子経久の指示により大社と日御崎社との境に制札を掲げたことを御崎検校に伝えた 約四十年の月日が流れてしまった。これにより両者の境界 幕府そして守護という権力に屈することのない大社に、 守護、守護代をはね除けるほど、杵築大社の力 (汗入・日野・相見)・

政治的、 の深さを知ることができる一面であるが、ただ崇敬だけの寄進や安堵であったのであろうか。坂本勝成氏は中世的社寺権力の否定において、 に経済基盤を持つようになったことで、 時代を通じて、晴久、義久と社領の安堵と寄進につとめた。ユ゙サまた、日御碕社は宇竜浦の舟役収入などがあったので、これによりそれなり 天文二年(一五三三)には伯耆国会見郡の山名旧領福田保・犬田村のうち五十俵を寄進するなど経済的保護を手厚くしている。これは尼子 さて尼子氏は日御碕社に対して、 社会経済的側面と宗教的側面との両面から、 検地によって社寺荘園は崩壊 盛んに社領の寄進を行っている。 杵築大社との相論の土俵に上がれたということだろう。このことは尼子氏の日御碕社に対する崇敬 改めて社寺に所領が寄進、 戦国末期から近世初頭にかけて、 経久は大永三年(一五二三)に石州那賀郡のうち波志浦を寄進し14、 安堵されることは、 世俗権力の代表たる大名権力によってその否定が行 古代的伝統に支えられた中世社寺の宗教的権

威の失墜を招いたとしている。

だが、鎌倉期とは異なり日御碕社検校職の最終補任権は守護のものとなり、日御碕社は守護に訴えることによって自立を確保できるように 杵築大社の圧迫が続き、日御碕社検校職をめぐる対決の中で大社の介入がみられ、 までになる。 ップなどもあり、 なった。 環界論争の一端となったと言えると思うが、 御碕社は鎌倉時代には杵築大社の末社という形で支配下に置かれていて、 その後は国人層からの所領寄進、 日御碕社の自立は安定したものになった。ユ゙戦国期の日御碕社はこの自立を受けて今度は杵築大社とその地位を競い合う または先述した通り尼子氏の安堵・寄進によって経済基盤は強化される。 室町初期には自立という日御碕社の主張が守護によって認められ一定の自立を見る。 南北朝以降は大社からの自立の動きを強め始めた。 小野政継の代には再び大社の支配を受けるようになる。 守護や幕府のバックア この動き

くの崇敬を受けていたこともある。 味するかもしれない。 かもしれないという尼子氏の不安感があったとも考えられる。ゆえにこの動きは相反的に、 対応する宗教的権威が必要であり、 これには日御碕社も応え、尼子氏のためとなったに違いない。そこには出雲国一国レベルを越えた領域支配をする尼子氏にとって、それに これは尼子氏が、杵築大社という伝統的支配権力を牽制するために日御碕社を大社と対峙できるように配慮したということも考えられる。 18しかし、 また日御碕社が地理的に出雲・石見・伯耆・隠岐のほぼ中心に位置し、 このことは安堵や寄進をなくしては日御碕社が押し寄せる毛利氏に加担する恐れがあったの 尼子氏勢力に陰りが見えてきたということを意 もともと海上の守護神として多

、尼子氏と杵築大社

序が形成されていたからであると思われる。 たようである。 出雲国では、 大社支配が出雲支配への道であったのである。 これは地域支配権力としての一宮杵築大社の強固な自立性に支えられ、 自立性の強い伝統的な有力国人層によって担われる在地の支配秩序に規制され、 19逆に、 こういった秩序の存在が大社の自立性を支えていたのではないかと考えられる。 大社を中心とする国人層相互間の独自の在地支配秩 容易に領国支配を貫徹し得ない状況があっ

史料五 永正年中大社造営· 遷宮次第】20

「永正年中大社御造営之次第」 ^(実題)

永正年中大社御遷宮覚次第

(中略

当国佐々木尼子民部少輔経久造營之立願有によって、中郡高さのようかい御出張之時、 中へあてらるゝ、勧進本願ハ源春ト申僧、 悉休入道神門へ被差候、 其時当家ヨリ使親類阿吾泰経為当家使高さのようかいへ被参候、 本願有へき由御返事有、 阿吾泰経之所為旅宿逗留候、其年之四月廿四日、 社家中目出度不過之候、左候所明ル永正六年三月十七日「為造営奉行藤原帷宗朝臣、 又尼子殿中間ニ彦左衛門尉ト申者両人也、 永正五年九月十五日の事にて候、 神宮寺へ宿替アリ、 1 御造営之次第当家へ御尋有、 又人別五文にて当国 其時社家へも御 多胡

(中略)

長之作事、永正六年九月廿三日二御柱立侯、其時尼子殿御社参侯、 やかて年之内ニふかれ候、 2 長々御柱者六十人之神人北島之おくよりとり候

別火上官之事、北島方より惣合たるへきよし申事共候、雖然当方孝宗ヨリ別火国吉ニ御出し候而、 内まかはさると、奉行亀井殿宿ニ而、 宿ハ越峠民部兵衛方也、 二印置者也、 別火上官共二四貫文請取候 其上文明十八年九月廿八日ニ閣院ノ御遷宮なし被申時も、 北島方ニハ上官四人ニ而候、 両方たいけつ候て、当方之上官ニ落着候、 3 此方よりハ中高清証跡持進候而罷出候、北島方より稲岡清孝被出候而、 上官十二之中へ六貫文尼子殿ヨリ御出候、 別火勘解由左衛門尉、 別火源六弟千家上官二罷出候而、 当方之上官二罷出候, 為已後懇 壱人前五百文宛ニ而候、当方へ 当方之上官八人之 当方之役左ヲ仕

(中略)

永正十六年四月晦日

出雲豊俊

がわかる。 僧修法のために建てられたものに違いないとしている。21恐らく経久は、 行われた。この経久立願による永正の造営において、大社の拝殿は天台宗の護摩堂形式を取っているようで、曽根研三氏は、 壬二月九日ヨリ同廿日結願、 合を目で見える形で進めていった。そして大永二年(一五二二)二月には、 つ時に大社に詣でている。この造営は永正六年(一五○九)六月に着工し、 ①では京極政経 その支配を行っていく考えがあったのではないだろうか。このように経久は大社に対して、 この時点で経久の出雲守護権代行者としての地位は確立したと考えられる。 の死の直前にあたる永正五年 廿一日二退散ス」と神前読経を行っている。 (一五○八) 九月、尼子経久の立願によって杵築大社の造営行うことを大社に申し出たこと 2 2 出雲一国の信仰の中心である杵築大社の神仏習合を進めていくこ 「出雲国杵築大明神ニテ万部之法花経、 十年の歳月を費やして、 ②では、経久自らが大社本殿の中心となる御柱 寺院建築などの仏教要素を混ぜて神仏習 永正十六年 (一 人数千百人大永二年午 五一九) この形式は寺 四月に遷宮が

雲国内の主要な寺院の僧が概ね参加していると推定されており、加えて、この仏事で注目されるのは、これが鰐淵寺ではなく、杵築大社、 清孝が尼子氏の奉行である亀井秀綱の宿所に出向き、 から別火上官を「惣合 点からだけでは済まされないと考える。 いだろうか。また国中の僧を集めて行うことも仏教側に対しても大きなインパクトを与えたのではないだろうか。 行われていることである。 ○人が参加し、 と考えられるが、この両者の一体化によって大きな力を持つ杵築大社を牽制することで、尼子氏の統制下に置くことが狙いだったのではな に置くこと(一宮杵築大社の この神前読経について『大社町史』では、 「国中第一之霊神」と 鰐淵寺を中心に導師は横田岩屋寺・吉田清水寺・古志興法寺が勤めたことをまとめている。 (両家への両属) 加えて『大社町史』には、 一寺」 「国中第一之伽藍」との相互補完関係を、 化)、これを狙ったもの」と指摘している。23これを神仏習合と考えるかどうかは更なる熟考が必要 」とすべきだと申し立てたところから発端した。そして千家方からは中高清が、 ③では、 尼子経久を願主、 千家・北島両国造家間で起こった上官論争について示したものである。 両者の言い分に対しての裁定を求めたのである。結果としては千家方の言い 「杵築大社と鰐淵寺との一体化、すなわち出雲国一宮制の強固な自立性の基盤をなし 亀井秀綱を奉行とし、 この両者の融合・一体化を通じて解体し、 出雲国内から天台・真言の僧と禅宗の僧、 そして鰐淵寺僧を中心とする出 これを戦国大名の統制下 単に経久の仏教帰依 これは北島国造方 北島方からは稲 合計 ___

【史料六 亀井秀綱書状】24

千家殿 亀井能登守

まいる人々御中 秀綱 」

(墨子) 」

御方上官迄にて候間、以後も可為如其候、巨細之段中殿申入之候、恐惶謹言、就別火上官之儀、今度御遷宮之時被仰明候、両方証跡致拝見、如先規御きね役仕候上者

七月十二日

参人々御中

秀綱(花押)

だろう。 による大社内部への介入を更に進めることになったと思われる。第二章では、太宰府天満宮においても、留守職である大鳥居氏と小鳥居氏 自立性を失いつつあったことを指摘している。25それまで幕府や守護の介入を拒んできたことがあるだけに、このことは大きな意味を持つ きことを、尼子氏の裁定によって決着がみられることは、大社権力が自らの力で解決しえないほど内部矛盾を抱え、 とは説明したが、このような大名権力による介入は十分に考えられることであると思われる。『大社町史』では、本来大社内部で決定すべ との対立のなかで、大内氏や大友氏が内部に懐柔する要因になったことで、天満宮自体が勢力争いの渦中に巻き込まれる状況が生まれたこ いは国造家の分裂からしばしば見られることであるが、その論争に対して尼子氏に裁定を求めるという状況が生まれてきたことは、尼子氏 大社内部で決定すべき性格の上官論争が尼子氏(奉行亀井秀綱)の裁定によって決着をみるという形になっている。千家と北島両国造の争 【史料六】は、亀井秀綱が別火上官のことについては、今回の遷宮ではっきりしたということを千家方に伝えたものである。本来、杵築 地域支配権力としての

カ条からなる掟である。 さてここで時代を下って尼子経久の孫である晴久の大社政策に注目したい。それは天文二十一年(一五五二)に出した大社に対する二十

| 史料七 杵築大社掟書条目】26

「尼子晴久御代御両家へ御条目写、 孝清手蹟」

北島殿へ

御供宿相論、此度聢可被成御下知事、

御供事、此方家来之者ハ此方へ引、千家之中之者ハ千家かたへ可引候事

久敷不参御供年月定事、 杵築領へ船付候時、又ハ寄物なとの時無案内事

喧嘩之事、 盗人大小共改道之事、

火事之時火本之事、

殺生禁断之処、東ハひしねの関屋を限、 辰巳ハ高浜、 南ハ河より是内、 狼藉停止之事、

毎月杵築両家へ普請之者可出事、

惣而新儀不可相叶之事、

御供并月之相論事、

米にて御供米請取停止之事、 (紙継目) 付米を能きゝため可渡事、

神前御番之事、

諸神官社役為持来筋目諸事諸役令懈怠貧得分事

抱給所我侭持緩怠事、

社参輩当月次第礼儀事、

人返事、

家中令離散貧給所事、

国造へ渡候代悪銭停止事

杵築売買之米舛■たにて可計事、

天文廿一年廿二日

ろう。 政策が充実していることの表れと思われる。 年に社参した人数を翌年の正月に尼子氏の居城である富田城まで使者を派遣して報告することまでも定めている。これは尼子氏による大社 事を出した場合、大社周辺で殺生を行った場合などに、それらの人から科銭を徴収すること、敵討ちのことなどを規定している。またその したのである。27国造に月別の制があるから、千家方の月に社参したものが北島家来に止宿してもよいこと。社内へ牛馬を入れた場合、火 この掟は大社内外の秩序を保つ事が目的であったようである。そこには大社に掟書を出すに至るまで尼子氏の力が及ぶことを示すものだ また永禄元年 (一五五八) 六月にはこの二十カ条の掟書を更に深化した形になろうか、二十五カ条にわたり、 詳細なる法度条々を下

二、尼子氏と鰐淵寺

書の整理と研究がなされている。 の関係に視点を置き、両者を政治、社会、宗教と多角的に検討している。 これまで尼子氏による神社政策を見てきたが、次に寺院政策についても追ってみたいと思う。出雲国において一大勢力を保持していたの 中世出雲国一宮杵築大社のためにこそ成立した有力地方顕密寺院と述べている。28 天台宗浮浪山鰐淵寺ということは有名かと思われる。 。また、 鰐淵寺の成立と構造については平岡定海氏にくわしい。そして井上寛司氏は、 鰐淵寺に関しては、 鰐淵寺の成立については、 曽根研三氏の『鰐淵寺文書の研究』 中世一宮制の成立と表裏一体の関係と によって、鰐淵寺の古文 杵築大社と鰐淵寺と

さて、 十月、鰐淵寺に対し、次のような掟書を出している。 尼子経久が永正五年 (一五〇八) 九月十五日に、 杵築大社造営の立願を示したことに対応したものであろうが、 永正六年 (一五 ()

(史料八 尼子経久掟書】

3

鰐淵寺掟之事、

寺塔建立、不可有無沙汰之事

猶衆儀成論之方候者、従此方可申付候事

寺領分百姓之子、如先規衆徒『被成間敷候、

当座住山之方、不可有寺内・地下之諸細判事、(繊)

右 此旨違輩之於仁体者、 為惣山堅可被申付候、 為後日掟状、 如件、

経久 (花押)

永正六年十月廿日

書は、 子氏の守護権を背景とした政治的影響力の形勢を目指したことを指摘している。3º井上寛司氏は、尼子氏の宗教政策の展開として、この掟 領分の百姓の子を鰐淵寺の衆徒にしてはならない。また当座(しばらく)住山する者は寺内・地下の裁判に関与してはならないという内容 の自主性を尊重し、支援・補足をしていきながらも、 である。31佐伯徳哉氏は、杵築大社と関係の深い鰐淵寺に掟書を出すことで、 経久は鰐淵寺に対して、一に寺塔の建立を怠ってはならない。二には、一山衆議において相論が生じた場合は経久が処断する。三には寺 尼子氏という世俗的政治権力が鰐淵寺の内部問題に直接介入する第一歩である述べている。また、尼子氏が鰐淵寺の「惣山」として 強権的に尼子氏への屈服を認めさせていったともしている。33 鰐淵寺や寺領内の支配に対して影響力を行使しようとし、尼

【史料九 尼子経久書状】34

評定衆之事、 之依怙於存輩者、 納所諸役無沙汰候者、下地為惣山被相計、 老僧衆談合候て、不寄老若、 所領等裁判不可叶候、 背此旨兎角被申候者、 堂舎可有興隆侯、 為興隆、 本諸事、 所々失公物勤行為退転、於私 可然仁体可被差申候、 段可加成敗候、 恐々謹言

永正十五年

十一月十日

淵寺

評定衆

(大) (花押)

営体制が構築されるに至ったと指摘している。 寺の運営体制について、 という執行機関が置かれ、別当や長吏そして政所に代わり、年行事という役職が設けられるようになった。35【史料九】は、「評定衆」の 淵寺下向と在住化により鰐淵寺の執行権力機構が強化されていった。こうした体制が大きく転換したのが、 町期には、 淵寺の管理運営体制について、三期にわけて整理している。まず、鰐淵寺の体制的確立から鎌倉末期とする中世前期では、 初見の史料と考えられ、これらの体制の転換が尼子氏の意向で進められたことが理解できる。さらに井上氏は、評定衆と年行事による鰐淵 によって任命された別当の監督指揮のもと、長吏が連携して運営を行うが、 団結が求められ、尼子氏の後ろ盾無くしては実現できない状況において、鰐淵寺掟書(【史料八】)を前提とした尼子氏主導の新たな運 別当が直接鰐淵寺に下向するようになり、その運営のために公的な現地支配機関として、新たに政所が設置され、この別当の鰐 **掟書を定めてからしばらくした後に、再び経久から鰐淵寺に出された書状が【史料九】である。** 寺領の支配や寺院の維持運営には、 大衆・行人などの身分差を超えた「惣山」(【史料八】・【史料九】)として 別当は直接鰐淵寺に下向してはいない。 戦国期であり、 井上寛司氏は、 次に、 新たに「評定衆 本山 南北朝期から室 中世における鰐 (比叡山)

四、毛利氏と杵築大社

れを排除しようとした。そのため大永五年 の勢力に入ることとなった。しかし毛利氏を中国地方の有力戦国大名まで大きくすることになる元就が、毛利氏を相続する際に尼子氏がこ 安芸国吉田盆地を本拠地とする一国人領主にすぎなかった。 (一五三五) には尼子氏と決別して大内氏の軍門に下る。その後陶晴賢の大内氏クーデターに加 尼子経久の勢力が安芸・備後国に南下していたため、 毛利氏もそ

睦は受け入れたが、過去の因縁からか尼子氏との和睦は拒否した 尼子氏と九州の大友氏であった。 担したが、その晴賢を厳島合戦において滅ぼし、 十月十八日に毛利元就・隆元は連署して、 の侵攻を進めていったのである。杵築大社と毛利氏との関係は文書の上では、 永禄期に入って間もなく起きる豊前門司城での戦いにおいて、 祈念のため大社に田五貫の地を寄進している。36 大内氏の地盤を引き継いだ。この一大勢力となった毛利氏と敵対関係にあったの (第四章第七節一七三頁参照) 天文二十三年 (一五五四) 元就は将軍足利義輝の仲介で大友氏との 逆に尼子氏との対決のために出雲地方へ まで遡ることができる。この年の が山陰 和

| 史料十 毛利元就・隆元連署寄進状] 3

杵築大明神寄進之事

為祈念 □ □□福 □ 之内田五貫目奉寄進所也、仍如件、 (፳) (覆) (選) (田)

右

^{備中守} 隆元(花押)

天文廿三年拾月十八日

同右馬頭元就(花押)

国造千家殿

氏も杵築大社を中心とする伝統的支配勢力への懐柔を行い、 格的に開始される。毛利氏も出雲の支配をするにあたって必要だったのが、 五六六) 富田城を目指して出雲国への進撃を始めた。 らも了解を得よう。その後、 【史料十】は陶晴賢に対する戦勝祈願であったと考えられる。翌天文二十四年 に富田城は落城する。 石見国を制圧し、 文明十八年 (一四八六)の尼子経久以来、 永禄七年(一五六四)ごろから毛利軍による富田城の包囲が強化され、 石見銀山を手中にした毛利氏は、永禄五年 出雲国の精神的な支柱を無視することはなかった。 尼子氏の時代はここで終焉する。 尼子氏と同様に国人領主層と、やはり社寺対策であった。尼子 (一五五五)には、 (一五六二) 七月下旬に、 毛利氏は晴賢を討っていることか ここから毛利氏の出雲支配が本 とうとう永禄九年(一 尼子氏の本拠地である

吉川元春書状】38

就千家殿御自訴之儀、 此方御下向候、 先年隆元・元就度々神慮へ被任御約束之御証判之旨

去春千家殿御本領如往古御寄附之所、 弥向後無相違様御申候而、 今度猶以長久安堵之御判

可被進之候、 彼家之事、 別而被成御引立候様、 御取持肝要候、 於旨趣者、 義広直ニ可被申

上候条、 不能詳候、 恐々謹言

元亀三年

八月九日

(礼紙切封ウハ書)

(墨引)

元春 (花押)

駿河守

元春

児玉三郎右衛門尉殿 御宿所

養拙斎

国司右京亮殿

利氏による慎重かつ計算された政策の実行に他ならず、毛利氏の出雲支配は着実に進んでいくことになる。 いったのであろう。大社側にとっても一定の支配を保護され、 利氏にとって、出雲の平定は武力的なもので、よその国からきた侵入者という立場であり、その出雲に対して安定した政治的・社会的権力 基盤を築くということが最重要であったことも説明している。 示したものである。これを受けた元就の孫である毛利輝元は元亀三年(一五七二)に、 この史料は、元就の息子である吉川元春が国造千家の本領について、長久安堵の判物を進め、特別に引き立てることが大事であることを 39『大社町史』によれば、毛利氏は杵築大社領に関しては介入せずに、国造家と上官家にその在地支配を任せたとしている。これは毛 ゆえに毛利氏は杵築大社の権力をバックアップする一定の保護政策をとって 領地の介入がないということは都合がよかったであろう。 国造千家に対して裁許状を与え、本領安堵を約束し しかし、それは毛

職や権益の安堵・宛行、また相論の調停などを行うことで、各層の掌握を深化させていくと同時に、 することで、両国造家内部へ権力を浸透させていったと述べている。⁴□さらに長谷川氏は、この大名権力による両国造家権力の掌握が、社 御師 そして彼らが被官・中間・下人を従えていたとし、その被官・中間・下人の中には「神子」「神人」という下級神官を務める者も存在し、 ことがわかるのが次の史料である。 ことを意味していることも指摘されている。こうした国造家の掌握もありながら、 これは、毛利氏が直接的に出雲を支配するのではなく、千家・北島両家を掌握することで間接的支配を可能にしたということなのだろう 長谷川博史氏は、 (御供宿経営者) も国造家被官層によって構成されていたことを指摘され、尼子氏また毛利氏という大名権力が、その各層を順次掌握 戦国期の両国造家の権力が、 惣領「国造」を中心に、 国造家一族・親族衆が上級神官である「上官」の大部分を占め、 国造家の経済的困窮を救済する策を毛利氏が行っている 祭祀機能を統制下に組み込んでいった

【史料十二 吉川元春・福原貞俊連署書状】42

筆令啓候、 其許徳政之可被成御取沙汰之通、 去春至吉田被仰理候、 然者近年之御借物之儀をハ

可被任御存分之通 御返事被申候き、 然者従往古買地華屋敷等之儀者不及其沙汰候之処、 杉谷五

彼者事先年島根陳以

来別而遂馳走故、 元就褒美二被成遺判形候、 以其首尾此度不可 有相違之由、 輝元判形 被 遺置

可被入御手之由候而、

迷惑之通申候、

郎左衛門尉相抱来候至買地屋敷等茂、

以此旨杉谷抱分之事前々姿無相違之様 可被仰付之事肝要候、 為其以一 書申入候、 恐々謹言

六月晦日

元春 (花押)

貞俊 (花押)

(礼紙切封ウハ書)

(墨引)

駿河守福原左近充

千家殿

元春」

御宿所

るということは、千家国造家にはかなりの借財があったということを指摘している。⁴□経済的困窮において、この徳政令は国造家にとって 毛利氏からの介入をさらに受け入れざるを得ない状況をもたらしたであろう。 対象外とされたようである。『大社町史』では、「近年」を永禄十二年ごろとし、 れは千家国造家からの願いに応えたものであり、 この【史料十二】は元亀三年(一五七二)六月に、吉川元春と福原貞俊の連署書状として、千家国造家に宛てたられた徳政令である。こ 「近年の借物」に限って徳政の対象となったのである。 「往古」を永禄五、六年ごろとしており、徳政を要求す 「往古よりの買地」などは、その

まり同八年(一五八○)十一月二十六日に遷宮が執り行われている。⁴⁴吉川元春は山陰方面を統括する立場であったので、この造営に関わ ってくる。そこで注目されるのが、吉川元春による「願成寺」「高勝寺」「本願坊」の三つの寺に宛てた書状である。 次は杵築大社の天正期の造営をみながら、毛利氏の国造家に対する懐柔をみていきたい。この天正の造営は天正五年(一五七七)から始

【史料十三 吉川元春書状】45

被撰良辰か程迄御成就之事候条、 其外町以下迄、旁其理不可有□油断候、 かと申分共雖有之、当時弓矢中と申、 就御遷宮之儀、 彼是為可申談、 多蛇寺差下候、 弥目出度、早々御遷宮可被執行事肝要候、 急度可被相調事専一之由、 委細者任口上候間、不能多筆候、 重々申候様二誠御造営無異儀相調、 両家之儀者不能申、 恐々謹言 従社家中下々何 御遷宮既

「天正十八」

十一月七日

元春(花押)

高勝寺

本願坊 床下

とわかる。⁴゚ではこの社奉行という存在は、大社また国造にとってどういうものであったのだろうか。 元春は遷宮の執行を、この寺々に命じていることがわかる。本来遷宮行事というものは、国造家を中心として執り行われるべきものであ は、 神事に関しては国造家が、そして運営面ではこの三寺が取り仕切ることになったようである。また、この「願成寺」「高勝寺」「本 天正八年(一五八〇)十月七日の「杵築大社遷宮式入目次第」の末筆に「社奉行」としてみられ、このことから大社奉行である

事の取り仕切りが行われたことは、 た勧進聖のこと」と説明している。 ともいい、 立した機関へと移行したことを示していると述べている。⁴ァ「本願」について、井上寛司氏は、「本願とは、 は国期の杵築大社が、 長谷川博史氏は、この「社奉行」は天正八年の遷宮に対して創設され、また「大社本願」を核としたもので、 主に戦国期以後、 大名権力により創設された「社奉行」などによって、 山城松男大社や信濃善光寺・安芸厳島社など各地の有力寺社に設けられ、それぞれ寺社の修理・造営にあたっ また『大社町史』では、この三寺による本願、 国造権力を超えた、杵築大社きっての権力機関として機能したことを指摘している。 国造家の機能が吸収されていく過程にあったとしている。4~ つまり大社奉行により、 造営事業の管理運営及び遷宮行 「本願聖」 遷宮の機能が国造家から独 長谷川氏もまた、 「本願上人」など

おわりに

氏は実質的守護権を得るようになると、 る管理運営体制から、新たに評定衆という機関を設置することで、尼子氏の主導とする体制へと転換させていく。また杵築大社に対しても、 尼子氏また毛利氏という大名権力にとって、 早速に鰐淵寺および杵築大社への対応に取り組みはじめ、 杵築大社を中心とする伝統的宗教勢力を掌握することは重要かつ必要なことであった。尼子 鰐淵寺ではそれまでの別当また政所によ

する井上説に対し、杵築大社が毛利氏に従属し、従来と全く異なる体制へ移行する時期としては検討を要すると指摘している。50戦国期に させていくことになる。 鰐淵寺ともに、内部にまで大名権力が介入することで、ある意味骨抜きの状態になったとするのは過言であろうか。 強いることを意図したものであったことを論じている。⁴๑長谷川博史氏は、「中世出雲国一宮権力」が崩壊するのが毛利支配の天正年間と れ保持してきた世俗政治権力に対する強固な自立と優位性が、それまでの中世的宗教構造の解体を通じて、世俗政治権力への屈服と従属を 国造権力の掌握を進め、 尼子氏と毛利氏により、それまでの出雲における宗教体制に変化がもたらされたことに十分に承知できるだろう。杵築大社、また 井上寛司氏は、 国造としての機能を吸収していくことようになる。毛利氏は尼子氏の宗教政策を継承しつつも、さらにそれを深化 尼子氏の宗教政策に関して、杵築大社と鰐淵寺との間の機能分担また相互依存、 補完関係に支えら

雲の社寺は受動的な立場に置かれる状況にあったかと思われる。 られるような「主体性」を持ち得なかったのは、 よる出雲支配の過程において、大名権力がその管理運営を管轄主導することにより、これまで論じてきた天満宮、 得権益は否定され、大友氏と毛利氏のあいだで翻弄することになる。その点では、杵築大社をはじめ出雲地方の社寺は、尼子氏、毛利氏に こから脱却するための動きであった。 そのためには自らの「主体性」を持ち得ながら、戦乱の世の終焉を迎えていく。それは、いずれも外部的圧力があったからこそであり、そ これまで論じてきた太宰府天満宮、 高良社、宇佐宮、宗像社51においては、内部分裂の経験から、社内統一という方向性が見いだされ、 宇佐宮のように長い期間、大内氏の庇護下にあったが、大友氏の支配へと移行すると、それまでの既 九州のように大名間に板挟みとなるような流動的支配を出雲では受けなかったことで、出 高良社、宇佐宮などに見

以下

『町史』上と略

6 5 4

3

^{2 1}

[「]出雲守護京極氏奉行人連署奉書」応永二十八年(一四二一)八月十五日(「小野家文書」井上寛司「中世出雲国一宮杵築大社と荘園支配」(『日本史研究』二一四(九八〇) 『大社町史』史料編(古代・中世)上巻 六四五 九九七、

原慶三「中世日御碕社に関する基礎的考察」(『山陰史談』二十四 一九九〇)

[「]日御碕社一神子重申状」永享十一年(一四三九)十一月「日御碕神社文書」七〇六 「京極持清書状」康正二年(一四六五)五月三日「小野家文書」七四三(『町史』上) (『町史』上)

[「]出雲守護京極氏奉行人連署奉書案」康正二年(一四五六)九月六日 「小野家文書」七五一 (『町史』上)

```
9
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           1
6
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    12
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     1
                                                                                                                                                                                                           曽根研三『鰐淵寺文書の研究』(鰐淵寺文書刊行会刊
                                                                                                                                        『大社町史』上巻
                                                                                                                                                                                                                                                                  『大社町史』
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       坂本勝成「中世的寺社権力の否定過程について」
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             今岡典和「戦国期の守護権力 - 出雲尼子氏を素材として - 」(『史林』六六 - 四 一九八三)
                 前掲18「永正年中大社造営・遷宮次第」(①)参照
                                                                                      曽根研三『鰐淵寺文書の研究』(鰐淵寺文書刊行会刊
                                                                                                                                                                            『大社町史』上巻
                                                                                                                                                                                                                              「永正年中大社造営・遷宮次第」永正十六年(一五一九)四月晦日
                                                                                                                                                                                                                                                  前掲13
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          「尼子経久寄進状」大永三年(一五二三)八月十四日 「日御碕神社文書」一〇五四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              「日御碕社修造勧進簿」大永四年(一五二四)四月十九日
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                「室町幕府奉行人連署奉書」文明四年(一四七二)三月十日
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 「室町幕府奉行人連署奉書」文明三年「室町幕府奉行人連署奉書」文明三年
                                 井上寛司編『出雲鰐淵寺旧蔵・関係文書』』(法蔵館
                                                  井上寛司「出雲大社と鰐淵寺 - 中世出雲国一宮制の一特質 - 」(『山陰:地域の
                                                                  平岡定海『日本寺院史の研究
                                                                                                      「杵築法度条々写」永禄元年(一五五八)「千家家文書」一三七八(『町史』下)
                                                                                                                                                           「亀井秀綱書状」永正十六年
                                                                                                                                                                                            「岩屋寺快円日記」大永二年(一五二二)二月(一〇四五(『町史』上)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       『大社町史』上巻
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         「尼子経久袖判寄進状」天文二年(一五三三)二月五日
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               「亀井秀綱書状」永正七年(一五一〇)四月十六日 「日御碕神社文書」一〇〇三(『町史』上)
                                                                                                                       ·杵築大社掟書条目」天文二十一年(一五五二)三月二十二日 「佐草家文書」一二五五(『町史』下)
尼子経久掟書」永正六年(一五〇九)十月二十日
                                                                                                                                                                                                                                                                                                     (初出『立正史学』第三十号
                                                                                                                                          六八四頁
                                                                                                                                                                             六八三頁
                                                                                                                                                                                                                                                                   七一四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       七二六頁
                                                                                                                                                                                                                                                                    頁
                                                                                                                                                           (一五一九)「千家家文書」一〇三三 (『町史』上)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       (大社町
                                                                  中世・近世編』(吉川弘文館
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 (一四七一) 七月八日
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 (一四七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      九九一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                     一九六六、中尾堯編『論集日本仏教史』第六巻
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   七月八日
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       以下略)
                                 二〇一八)
                                                                                       一九六三)
「鰐淵寺文書」一〇〇一 (『町史』上)
                                                                                                                                                                                                               一九六三)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          「日御碕神社文書」一〇八五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        (『大社町史』 史料編(古代・中世)下巻
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             「日御碕神社文書」一〇六〇 (『町史』上)
                                                                    一九八八)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 「日御碕神社文書」七九八(『町史』上)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                「日御碕神社文書」八○一~八一四(『町史』上)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  碕神社文書」
                                                                                                                                                                                                                                「千家家文書」一〇三〇 (『町史』上)
                                                    歴史的性格』
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   七九七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          (『町史』上)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 『町史』
                                                                                                                                                                                                                                                                                                     戦国時代
                                                     (雄山閣出版
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  上
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         一九九七、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                     雄山
                                                                                                                                                                                                                                                                                                     閣出版
                                                    九七九)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         以下
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         『町史』下と略
                                                                                                                                                                                                                                                                                                     九八八にも所収
```

六七五頁

佐伯徳哉『中世出雲と国家的支配 - 権門体制国家の地域支配構造 - 』 (法藏館 二〇一四

井上寛司編『出雲鰐淵寺旧蔵・関係文書』(法藏館 二〇一八)

「尼子経久書状」永正十五年 (一五一八) 十一月十日 「鰐淵寺文書」一〇二七 (『町史』上)

前掲33

吉村宮男「出雲大社と毛利氏」(『出雲』四)

3 7 「毛利元就・同隆元連署寄進状」天文二十三年(一五五四)十月十八日 「出雲大社文書」一二七九 (『町史』下)

「吉川元春書状」元亀三年(一五七二)八月九日 「千家家文書」一八四八 (『町史』下)

「毛利輝元安堵状」 元亀三年 (一五七二) 八月十日 「千家家文書」一八四九(『町史』下)

『大社町史』上巻 七五〇頁

長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』(吉川弘文館 二〇〇〇)

「吉川元春・福原貞俊連署書状」元亀三年(一五七二)六月晦日 「千家家文書」一八四四

(『町史』下)

『大社町史』上巻 七五一頁

4 5

·杵築大社旧記御遷宮次第」天正八年(一五八〇)十一月二十六日 「鰐淵寺旧蔵文書」二〇一四(『町史』下)

「吉川元春書状」天正八年(一五八〇)十一月七日 「佐草家文書」二〇〇九 同月同日、北島国造宛に遷宮についての書状が元春より出されている。奥付裏書には「天正八年」とあるので、【史料十三】での「天 (『町史』下)

正十八」は後筆としているため、「天正八年」と理解できよう。

「吉川元春書状」天正八年十一月七日「北島家文書」二〇〇八 (『町史』下)

「杵築大社遷宮儀式入目次第」 天正八年(一五八○)十月七日 「佐草家文書」二○○四 (『町史』下)

前掲33 前掲41

・佐伯徳哉氏もまた「本願」について、杵築大社造営に本願の姿が見えるようになるのは応仁の頃からであるが、尼子経久による永正 『大社町史』上巻 七五九頁 の造営まで、勧進聖(本願)との接点は京極氏・尼子氏ともに見られないとしている。(前掲32)

前掲33

に対して、徳政令の性格上、それによって毛利氏の権力強化と考えるには無理があるとしている。 前掲41 長谷川氏は、本論【史料十二】に見られる徳政令による杵築大社の特権的地位の喪失、 また毛利氏権力の超越性の確立など

本論第六章参照

史料における傍線は論者が便宜上付したものである。